

委員からの提出意見

委員名 (敬称略)	該当箇所	意見
金子 成彦	目次	小生は、自動車単体騒音委員会に所属していますが、全体を通して水や土壌環境の記述が多く、大気・振動騒音の部分がほとんどなくアンバランスさを感じました。
金子 成彦	目次	環境政策の今後の方向性の議論が環境省内部の組織変更に関係することは分かりましたが、①現在の体制と今後の体制との比較、②全体像や関係する機関や団体との関係、③国際的な動向、④二律排反事象やトレードオフ、⑤データの信頼性担保、データの更新体制等々、基本的なところが説明されていなく状況下で、文章になってしまっています。追加することは可能でしょうか。
山室 真澄	44	部会で指摘したように、「富栄養化により水草が大量繁茂する」と指摘した査読付き科学論文はないと思います。国際誌レベルでは逆に、富栄養化によって水草（特に沈水植物）が減ったとの報告はあります（Natureに掲載されています）。44行の文章は「域78.6%となっており、湖沼に関する環境基準項目の達成率は未だに低い状態が続いている。」でどうでしょうか。
飛戸 正己	52	土壌環境基準等の超過件数が、2011年度以降、年間900件程度で高止まりしていることを課題としているが、超過物質はPb、As、Fが圧倒的に多く、その要因解析がきちんとできていないこと（自然由来もゼロではないはず）、その対策により円滑な土地利用の妨げとなっていることが課題ではないか。
中島 一宗	85	「GX実現に向けた基本指針」にて言及されているように、GXに向けては、気候変動対策についての国際協約と我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現の観点が重要である。現状の記述では産業競争力の強化の観点が抜けている。GX基本方針では、「GXの実現を通して、我が国企業が世界に誇る脱炭素技術の強みをいかして、世界規模でのカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、新たな市場・需要を創出し、日本の産業競争力を強化することを通じて、経済を再び成長軌道に乗せ、将来の経済成長や雇用・所得の拡大につなげることが求められる」と明記されている。そこで、「…産業構造や経済社会の変革をもたらす、『産業競争力を強化し経済成長』につなげるという考えの下、…」と修正すべき。
田中 宏明	101	「こうした流れの中で、我が国においても、2050CN,30by30目標等の実現と両立し、あるいは相乗効果を活用するなど、」⇒「こうした流れの中で、我が国においても、科学技術の開発と導入により、大気・水環境の対策に要する資源及びエネルギーの消費を減らし、汚染物質を積極的に資源化するとともに、2050CN,30by30目標等の実現と両立し、あるいは相乗効果を活用するなど、」
中島 一宗	101	GX等に係る政府の取組を受け、水・大気環境行政においても、産業競争力強化・経済成長の観点を持つことが重要である。令和5年度環境省重点施策集にも、時代の要請への対応～新しい資本主義実現に向けた環境と経済の好循環～という視点が明確に打ち出されていることを反映させるべき。（ https://www.env.go.jp/guide/budget/r05/juten-sesakushu.html ）「こうした流れの中で、わが国として『は、環境と経済の好循環を実現するとの認識のもと、』2050CN、30by30目標等『や産業競争力の強化を通じた経済成長』の実現と両立し、…」と追記すべき。
大原 利眞	102	サーキュラーエコノミーに関する加筆が必要ではないか。

田中 宏明	124	105～109の大気環境行政での記述に対応して、水環境行政においても水質汚濁防止対策も、排水処理やそれとともに発生する污泥処理にエネルギーやユーティリティの消費があり、また処理過程でCO2やメタン、N2Oなどの温暖化ガスが発生するという地域環境と地球環境のトレードオフが発生している。このため、水環境行政の大局的考え方として、「水環境対策に要する資源及びエネルギーの消費を減らし、温暖化ガスの発生を抑制し、汚染物質を資源化するなど、水質保全対策と気候変動対策、生物多様性や循環型社会の統合的な観点からの最適な対策の検討を進める必要がある。」と追記すべきである。
飛戸 正己	137	各種栄養塩、化学物質等は、大気、水、土壌中には、使われたものの一部が様々な形で存在するが、「循環」という表現は不適。
飛戸 正己	156	第2章(7)として、科学的、定量的知見に基づく対応の充実を追加すべき原則は、科学的、定量的知見に基づく指標および基準値等を設定すべきである。「予防措置」を適用せざるを得ない場合も考えられるため、適用条件を明確にすると共に、適用後も引き続き知見収集をフォローアップ・検証し、過剰防衛となっていないか都度妥当性を点検する。(PDCAを回しCAを強化する)
中島 一宗	166	今後の施策の在り方については、わが国の環境に関する科学的知見に基づいた検討を進める必要があり、「第2章 今後の水・大気環境行政の大局的考え方」においても、その旨を明示することが重要である。「…土壌汚染等、『科学的知見を踏まえ、』重要な課題への対応に尽力すべきである。」と追記すべき。
飛戸 正己	173	オゾンが温室効果をもたらすと記載があるが、引用文献は何か。温暖化効果は水蒸気が48%、CO2が21%、O3は僅か6%という知見もある。
飛戸 正己	177	環境基準達成率が依然として極めて低い状況が続いているデータに関して、従来の1時間値による達成未達成の判断をするのではなく、本来もちいるべき正しい統計的手法で判断をすべきである。
飛戸 正己	185	最近では「合成燃料」も同時に検討されており、電動車100%とせず割合増だけで良いのではないか。
飛戸 正己	198	統計学的データを正しく活用した上で科学的検討を行い、光化学オキシダントに係る指標の見直しも視野に入れた表現にすべきではないか。本件は定量的な解析には至っておらず、不確定要素等も示唆される中で、1時間値のような瞬時値での判断では対策の効果が見え難い。
金子 成彦	203	EV車の車体課税のグリーン化の話が説明もなく突然登場したのは理解不能です。文章にする前に一度、上記の問題点やステークホルダーの関係を整理されては如何でしょうか。

田中 宏明	211	(イ) 気候変動適応と水・大気環境保全の同時推進というタイトルから、気候変動は、水温の上昇、流域からの水量、土壌、汚染物の流出量を大きく変化させ、水環境へ影響を強く与える性格をもち、水環境対策と気候変動対策、さらに生物多様性、循環型社会などを総合的に捉えた総合対策が必要である旨をまず記述すべきであり、災害・事故対応は、そのあとに記述すべきである。また災害は、気候変動だけでなく、地震津波によっても生じるのでタイトルも「気候変動等への適応と水・大気環境保全の同時推進」など少し変更すべきである。また水温の上昇傾向は湖沼に限らず陸水全体に及び、「水質保全と生態系の保全の両立を図る必要がある。」で水質保全と生態系保全はトレードオフにはないので、修正が必要。このため、「気候変動により、今後も大雨や洪水の発生頻度が増加すると予測されており、これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる可能性があると言われている。・・・」⇒「気候変動により、今後も気温の上昇、大雨や洪水の発生頻度が増加すると予測されており、流域からの水量、土壌や汚染物質の流出量を大きく変化させ、水環境へ大きな影響を与えることが懸念される。湖沼などの陸水環境における水温の上昇傾向や水や物質循環の変化、沿岸域及び閉鎖性海域における海水温上昇や海洋酸性化といった地球温暖化に伴う問題が強く懸念されており、気候変動適応と水質保全と生態系保全との両立を図る必要がある。○気候変動により、これまでの想定を超える気象災害が頻発する可能性があると言われている。・・・」
飛戸 正己	225	海水温上昇や海洋酸性化といった課題に対応する今後の施策の在り方がどれか解り難い。具体的な策を示すか削除すべき。
田中 宏明	229	底層への酸素供給による貧酸素の解消、栄養塩の溶出抑制はすでにダム貯水池で実施され始めており、新たな水質管理手法ではない。課題は、湖沼の規模や水深などの適用に適する条件やそれに要するエネルギー・費用の負担、GHG発生や資源の消費、それに見合う効果の評価であり、表現の適正化を図る必要がある。また気候変動適応の例のごく一部であり、一般化した湖沼での気候変動適応策とすべきではない。「湖沼における新たな水質管理手法として、底層への酸素供給により、貧酸素を解消し栄養塩の溶出を抑制することで、植物プランクトンの発生を抑制するなど、気候変動への適応策の実証を進めるべきである。」⇒「湖沼など閉鎖性水域における水環境管理手法として、底層への酸素供給により、貧酸素を解消し栄養塩の溶出を抑制することで、植物プランクトンの発生を抑制するなど、気候変動への適応策が有効な条件と効果の評価を進めるべきである。」
大原 利眞	254	CEに関する記述が乏しい印象があります。具体的には、L157-159あるいは第3章(1)にCEに関する記載が見当たりません。マイクロプラのみならず大気・水・土壌への様々な環境負荷を少なくする、「良好な環境の創出」にCEは密接に関係する、化学物質管理とCEの統合的アプローチなど、CEとの係わりは深いと考えられます。
大原 利眞	291	「人々の満足度 (well-being) 」の後に「と環境面での付加価値」といった環境的な要素を付加できないか。「自然資本」をどこかに加筆することもありうる。
大原 利眞	296	「環境の自然的構成要素」の部分は、「要素」でなくシステムの・統合的なセンスで記述すべきであり、「環境要素で構成される自然資本」あるいは「自然環境システム」としてはどうか。
飛戸 正己	299	個人差が出やすい嗜好性のあるものを評価の物差しとして提案するのは混乱の元である。
飛戸 正己	306	「地域の人々が中心となり合意形成を図りつつ」とあるが、アンケートでは地方の生活に関する満足度が低いといった結果もあることから、地域の人々とはどのような人々を考えているのか。また、都市部などでの社会的な利便性を考慮に入れられない、環境のみの目標を設定するのはアンバランスとなり、誰かが(何かが)標的になりかねない。

中島 一宗	330	産業競争力強化を通じた経済成長について、前述の通りの理由から、「第2章 今後の水・大気環境行政の大局的考え方」と平仄をあわせ、「第3章 水・大気環境行政の課題と施策の在り方」においても、産業競争力の強化を通じた経済成長を実現するとの視点を明記すべき。「こうした施策の実施に当たっては、『産業競争力強化を通じた経済成長等の観点も踏まえつつ、』地域循環共生圏・生物多様性・気候変動等に係る施策や計画等との連携・調和を図りつつ、…」と追記すべき。
中島 一宗	332	前述の省庁間の連携の重要性について、「第2章 今後の水・大気環境行政の大局的考え方」のみならず、「第3章 水・大気環境行政の課題と施策の在り方」においても明確にすることが重要である。「また、『省庁間の連携とともに、』国、地方公共団体、民間企業、NGO、住民等、様々な主体との連携・協働によって進めることや…」と追記すべき。
大原 利眞	333	「国、地方自治体、民間企業、NGO、住民等」に「研究機関」を加わえてはどうか
飛戸 正己	358	「大気中の窒素分子等の反応性を持たない窒素化合物・・・一体的に管理する体制構築と対策とあるが、反応性を持たない窒素化合物とは何でどのような対策があるのか。
飛戸 正己	358	海外に比べ、日本の窒素肥料は、施肥作業の省力化、収穫量に対する施肥量の最適化、即ち施肥効率を考慮し、緩効性肥料の開発や効率的な施肥システムを構築してきた。さらに、化学肥料により臭気や衛生害虫の発生防止といった様々な利益を受けていることを追加。
大原 利眞	384	「国内中心の施策として」は削除した方が良いのではないか。
飛戸 正己	426	デジタル化するためにすべてのデータをオープンにするなど、目的と手段を間違えると反発を招く恐れがあるので注意が必要である。一方で法令手続、報告等のオンライン化にあたっては、徹底したワンスオンリー化を図るべき。事業者による届出、報告書等の作成において記載項目や言語を統一化し、異なる法令間であっても再入力が不要となるようワンスオンリー化の徹底を図りたい。
中島 一宗	426	環境行政の効率化に向けては、法令手続、報告等のオンライン化とともに、関係省庁連携の下でのワンストップ化が重要となる。「…法令手続、報告等のオンライン化『やワンストップ化』を進めるための」と追記すべき。
金子 成彦	439	環境省データマネジメントポリシーという用語が登場していますが、前後関係や背景が分かりません。説明願います。
飛戸 正己	456	オープンデータ化するためには、届出項目を再検討すべき。企業の機密情報の保護が大前提である。さらにデジタル技術の活用で、タイムリーに多くのデータを処理可能であることから、解析精度の向上も追記すべき。
中島 一宗	456	オープンデータ化の検討にあたっては、企業秘密等に関する配慮が前提となる。「環境情報に関するオープンデータ化の需要の高まりを踏まえ、『企業秘密等にも配慮しつつ、』デジタル技術を活用し、…」と追記すべき。
金子 成彦	462	関係者との対話と協働について所見を述べさせていただきたい。小生が関係している自動車単体騒音は、従来から欧州委員会の動向や自動車業界の動向、規制目標値を決める際の実測やシミュレーションによる評価に関する大学の研究室の協力、日本自動車研究所や交通環境安全研究所による実測データの提供など、様々な関係機関の協力の下で、答申策定作業が実行されてきました。このような、基本的な認識が書かれていないことに違和感を持ちます。技術の継承も大切です。
中島 一宗	463	環境行政の効率化に向けては、各省庁による法運用の統合・調和や関係施策の連携・調和が求められる。現状、省庁間の連携の重要性について、本文からは読み取れないため、「『省庁間の連携とともに、』地方公共団体、民間企業、NGO、住民との対話・協働が重要である」と追記すべき。
大原 利眞	477	「関係地方自治体や関係住民等」は「関係する地方自治体や住民等」に修正

田中 宏明	484	(2) 水・大気環境行政の共通的・統合的課題に、随所で出てくる「科学技術の知見の集積と対応技術の開発」を(オ)として項目をあげて記述すべきである。
島 正之	511	先にも意見を提出しましたが、個別の重点課題として花粉症対策を取り上げることをご検討ください。花粉症対策は岸田首相が重点課題として「花粉症に関する関係閣僚会議」が開催され、環境省が提出した資料では飛散量予測・実測の充実等を課題としていますので、今後の水・大気環境行政にとって重要な課題だと思います。花粉情報が民間気象事業者によって発信されており、環境省として花粉観測を行う必要はないのかもしれませんが、しかし、測定法が統一されていないなどの問題もあり、飛散量の予測や有効な予防対策に結びついているのかは疑問です。環境省としては、民間事業者とも連携して今後の花粉観測のあり方や花粉症の予防策など、長期的な施策を検討する必要があると考えます。
大原 利眞	529	「現在環境基準を」の「現在」を削除してはどうか。
中島 一宗	549	「検討すべき課題も残されている」とあるが、濃度測定の見直しには技術的課題の克服と課題解決が必要とされており、「今後の石綿飛散防止の在り方について(答申)」(令和2年1月)においては、「現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っているため、関係者が協力して測定実績を積み重ねるとともに、課題解決に取り組む必要がある。」「石綿繊維数濃度や総繊維数濃度を迅速に測定するための方法や評価の指標、測定結果を作業管理に活用する際の課題と対応を調査・研究するとともに、これらの進展状況を踏まえ、国内外で実施されている大気濃度測定の方法等も参考にしつつ、大気濃度測定の制度化について速やかに検討する必要がある。」とされている。これを踏まえて「…規制強化が行われたところであり、現場作業中の建築物の敷地境界等における濃度測定『については、技術的課題の克服や測定方法、評価指標等の調査・研究の進捗を踏まえ、検討する必要があるとされている。』」と修正すべき。
森下 達哉	590	「3 大気環境保全の重点課題(ウ) 悪臭・騒音」において、会議中、森川臨時委員のご指摘もありました通り、「現状と課題」に関しても悪臭問題と比較しても騒音についての記述がほとんど無い状態です。公害苦情件数からすると騒音問題の割合が大きいため、その点に言及がないのは現状把握ということからすると不十分であると言えるのではないのでしょうか。森川臨時委員のご意見が少数意見ではないことをここでは強調させて頂きたいと考えます。 なお、騒音関係の現状把握について具体的な修正案のようなものが必要であれば、他の委員の先生方共々協力させて頂きたいと考えております。 例えば、騒音に関するWHOガイドライン2018への対応についても、健康への影響度については慎重かつ十分に検討する必要があることについては議論の余地がないと考えます。そのため、これまでに「我が国の環境騒音に係るあり方に関する検討会」等が開かれてきたものと認識しています。大きな課題であり、継続して検討していく姿勢を明らかにする必要があると考えます。
飛戸 正己	590	感覚公害と言われているものであり、基準値だけでは解決が難しい。行政を含めた関係者間のコミュニケーションが重要である。
田中 宏明	621	「大腸菌数の環境基準の達成率の評価方法について、」と限定されているが、大腸菌数の基準達成が懸念されており、その原因の追求と対策そのものが今後の課題になると思われる。このため、「大腸菌数の環境基準の達成率の評価と対策について、」に変更すべきである。
飛戸 正己	632	「きれいで豊かな海」は相反する文言。きれいな水には生物は住まない。栄養が適度に豊富で水産資源が豊かな海が適当な表現ではないか。

山室 真澄	656	<p>参考資料3の175で「自治体の中には、在来種のヒシやハスの大量繁茂に困っているところもあり」と回答されています。ヒシについては諏訪湖・三方湖ではまだ繁茂しているかもしれませんが（沼・ため池などでも）、印旛沼では大量繁茂は見られなくなったと思います。またハスについては2006年以降、突然消滅した水域が続出しています（2016年に琵琶湖、義呂池、黒浜沼。牛久沼では2016～2018年にかけて徐々に消滅。佐潟では2017～2018年にかけて消滅。手賀沼では2019～2020年にかけて消滅）。霞ヶ浦では一昨年までにアサザが全滅したそうです。また手賀沼・霞ヶ浦ではヨシ以外の抽水植物（ガマ類、マコモなど）も激減しています。一方で琵琶湖・印旛沼・手賀沼・霞ヶ浦などで外来種は増え続けています。このような状況を鑑みますと、556行から始まる文章は「湖沼の水質保全については、これまで実施している湖沼水質環境適正化対策検討事業を継続するとともに、検討事業で得られた結果を踏まえた対策の検討を行うべきである。」と、水草には言及しないのがよいと思います。あるいは現状の「湖沼における水草発生要因の究明」を「湖沼における水草消滅・大量繁茂要因の究明」でどうでしょうか。</p>
飛戸 正己	705	<p>今後の地域創生や産業の再構築の迅速化に対応し、土地の有効活用を促すことが重要である。土対法の簡素化、円滑な運用、措置の緩和・低コスト化についての検討は必須である。近年の2度の改正により、法が複雑化し、マニュアルも大容量となる等事業者、自治体も理解に苦慮していると共に工事着工まで長時間を要し、コストも増している。また、自然由来の解釈、殆ど活用されていない緩和措置等も見直すべきである。</p>
中島 一宗	705	<p>今までの改正によって法が複雑化し、事業者や自治体の負担も増加していることから、法運用の改善や必要な緩和的措置も検討することが重要である。「『法の複雑化に伴う事業者・自治体の負担の増加も踏まえ、』令和6年度から、『法の簡素化や法運用の改善、緩和的措置を含め、』改正土壤汚染対策法の見直しに向けた点検を行う。」と追記すべき。</p>